

## 安心等の評価方法(案)

### 1. 安心等の地域の理解を得るための共通事項

指定廃棄物最終処分場等の施設整備に必要な面積を満たす土地の自然的条件や社会的条件は、その地域により特徴が異なる。そこで、公表されている情報を整理することで、自然的条件や社会的条件を明らかにし、地元関係者の理解を得られやすい場所を選定するための評価項目とする。

有識者会議での議論を踏まえ、1) 自然度、2) 水源との近接状況、3) 生活空間との近接状況、4) 指定廃棄物の発生状況を整理し、安心等の地域の理解を得るための共通事項とする。

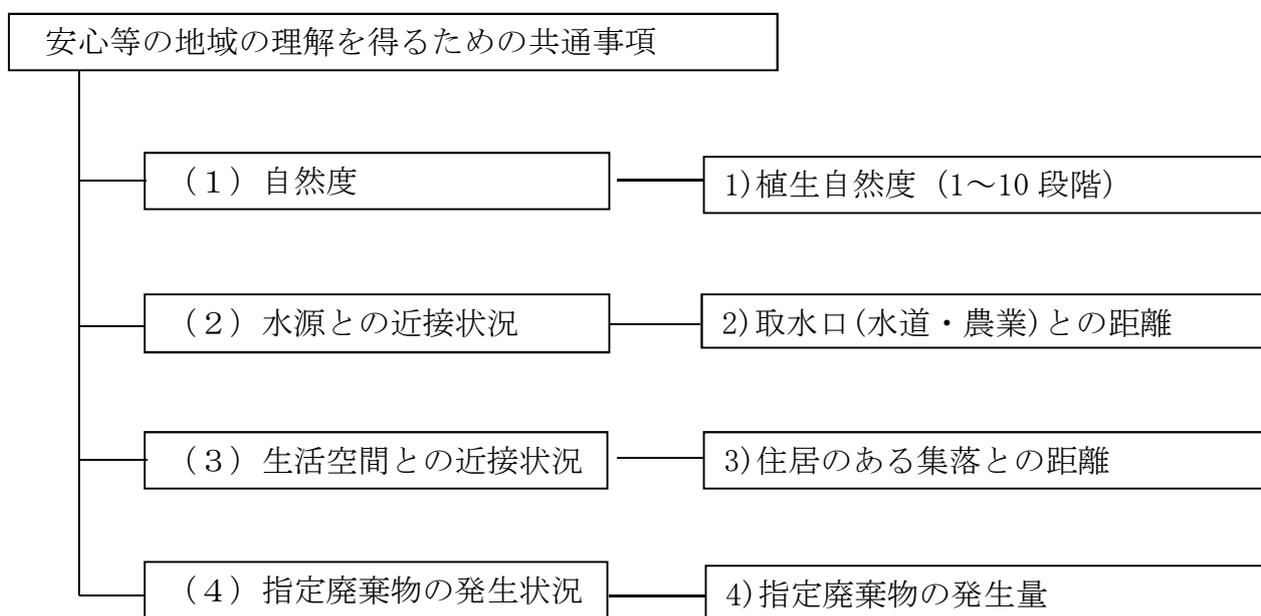


図1 安心等の地域の理解を得るための共通事項

### 2. 安心等の評価に関する各指標について

#### (1) 自然度

- 植物社会学的な観点から、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入された植生自然度（1～10段階）によって評価する。
- 植生自然度の評価の参考とする知見として、環境省による「第2－5回植生調査 1／5万植生自然度図（昭和54～平成10年度）」、「第6－7回基礎調査 1／2.5万植生自然度図（平成11年度～）」を活用する。また、併せて、必要に応じ空中写真の利用、専門家による確認等を行い、植生に変化がないか確認する。

## (2) 水源との近接状況

- 対象とする水源の種類は、水道用水、農業用水とする。
- 水道用水と農業用水を取水している表流水や伏流水を対象とした取水口と候補地の距離で評価する。地下水については、水道水源となっている場合には、水道の取水施設と候補地の距離で評価する。

## (3) 生活空間との近接状況

- 住居のある集落と候補地の距離で評価する。
- なお、住居のある集落とは複数の住居から構成されるものを指すが、居住者の有無については平成22年度国勢調査を参考にする。

## (4) 指定廃棄物の発生状況

- 市町村内の指定廃棄物の発生の有無や発生量を比較することで評価する。

## 3. 安心等の候補地に関する評価方法について

安心等の候補地の選定に関する4つの項目ごとの評価方法としては、①〇×評価方式、②相対評価方式、③総合評価方式があり、それぞれの評価方法の特徴は以下のとおり。

### ① 〇×評価方式

4つの項目ごとに評価基準を定めて、候補地について、その評価基準に適合する否かの絶対評価を行い、4つの項目に関する〇の総数で順位付けを行う方式。

長所 評価が〇か×と判定が明確であり、絶対評価により評価を行うため複数候補地の中で好ましくない箇所を見いだしやすい。

短所 評価が〇か×しかなく複数候補地の中で最も良い候補地を選定することが難しい。

### ② 相対評価方式

候補地について、4つの項目ごとに相対評価を行い、各項目の順位に応じた配点を行う。それらの結果を加算して数値の高い候補地から順位付けを行う方式。

長所 4つの項目ごとに単純な指標で客観的な候補地間の順位付けが容易である。

短所 候補地数が多くなった場合に評価が煩雑となり、評価に差異を示すことが難しい。

### ③ 総合評価方式

4つの項目ごとに3～5段階程度の評価基準を定めて、候補地について、項目ごとの評価点をつけて総和した得点の高い候補地から順位付けを行う方式。

長所 絶対評価により評価を行うため、候補地ごとのきめ細かい評価ができる。

短所 得点の根拠となる段階毎の評価基準設定が容易ではない。

候補地の選定にあたっては、安全等が確保できる地域、地域特性に配慮すべき事項を最大限尊重した地域、必要面積が確保される土地の順で抽出した後、対象となる土地の数が2桁を超えて多く残った場合は、〇×評価方式により、候補地として優先的に検討すべき土地を抽出するための一定の裾切りを行い、およそ5箇所程度に絞り込む。

そのうえで、総合評価方式により最終的な候補地を選定する。

総合評価方式に関する4項目ごとの具体的な評価基準については、市町村長会議での議論や、有識者会議における議論を踏まえ県ごとに決定する。

また、4つの評価項目間の重み付けに関しても、市町村長会議で議論をいただき、重み付けを実施するかどうかについて県ごとに決定する。

なお、地元の意見の集約にあたっては、市町村長会議での議論に加え、市町村長に対するアンケート調査を行うことも考えられる。